

～消費者注意情報～

**「靈感商法」「開運商法」にご注意ください！**  
～格安の人生鑑定 of 告を見て出かけたなら、高額な祈禱を勧誘された?!～

令和4年9月2日

**相談事例**

初回なら数千円で人生鑑定してもらえると of 折込チラシを見て、家族と一緒に出向いた。「親類で早世した人の霊が災いしている。よりよい人生を送るために100日の祈禱が必要」と of 言われ、100万円以上の祈禱を勧められた。断ったが長時間勧誘され、申込書にサインをしてしまった。断りたいが、どうしたらよいか。

(70歳代：女性)

**ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス****★ 人の弱みに付け込んだ勧誘に注意しましょう。**

- ・ 多くの人は何らかの不安や悩みを抱えています。そうした悩みや身内の不幸など、人の弱みに付け込んで高額な祈禱や商品等を勧誘する事業者に関する被害の相談が寄せられています。
- ・ 初回の格安な料金に惹かれ、気軽に鑑定や占いを申し込むと、不安感をあおられたり不幸になるなどと脅されたりして、長時間の勧誘を受け、高額な契約をしてしまいかねません。あわてて判断せず、冷静に考えましょう。

**★ 出向いた先で高額な契約をした場合は、解約できる可能性があります。**

- ・ 出向いた先で勧誘を受けて、商品やサービスを契約した場合は、訪問販売（アポイントメントセールス）に該当するため、契約書交付日から8日以内ならクーリング・オフできます。
- ・ すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。
- ・ 勧誘時に恐怖を感じるような勧誘を受けた場合は、警察にも情報提供してください。

東京都消費生活総合センター ☎ 03-3235-1155

お近くの消費生活センター 局番なし ☎ 188（消費者ホットライン）

**<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>** <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。